



第3章 法人課税

3-1-1 イノベーション促進のための

研究開発税制の見直し(大企業)



総額型については、試験研究費の増加インセンティブ強化の観点から、**控除率が見直されます**。
 また、高水準の研究開発投資を行っている企業の**控除率が割り増し**されるとともに、高水準型が総額型に統合されることとなりました。
 研究開発を行う一定のベンチャー企業については、利益に比べ試験研究費が多額であっても控除を受けられるよう、**控除上限が引き上げ**られます。

		改正前	改正後	
総額型	税額控除率	① 原則 要件：増減試験研究費割合 > 5% 算式：9% + (増減試験研究費割合 - 5%) × 0.3 ※上限：14%	要件：増減試験研究費割合 > 8% 算式： 9.9% + (増減試験研究費割合 - 8%) × 0.3 ※上限：14% (上乘せ分を含む) ※②	
		② 原則 要件：増減試験研究費割合 ≤ 5% 算式：9% - (5% - 増減試験研究費割合) × 0.1 ※下限：6%	要件：増減試験研究費割合 ≤ 8% 算式： 9.9% - (8% - 増減試験研究費割合) × 0.175 ※下限：6%	
		・当該事業年度が設立事業年度であるとき又は比較試験研究費の額が0である場合・・・控除率：8.5%		
	上乘せ※①	・要件：試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% ・算式：上記原則算式 × 控除割増率 ※控除割増率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5 ※控除割増率の上限：10%		
控除税額上限	原則	・算式：法人税額 × 25%	・算式：法人税額 × 25% ※「研究開発を行う一定のベンチャー企業 ※③」の場合 法人税額 × 40%	
	上乘せ※①	・要件：試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% ・算式：法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2 ※上限：10%	・要件：試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% ・算式：法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2 ※上限：10%	
高水準型	控除税額上限	・要件：試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% ・算式：(試験研究費の額 - 平均売上金額 × 10%) × 控除率 ※控除率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.2 ※控除税額上限：法人税額 × 10%	・要件：試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% ・算式：(試験研究費の額 - 平均売上金額 × 10%) × 控除率 ※控除率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.2 ※控除税額上限：法人税額 × 10%	

選択適用

※① 2年間の時限措置。
 ※② 2年間の時限措置。終了後は10%

※③ 「研究開発を行う一定のベンチャー企業」とは、設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの(大法人の子会社等を除く)をいいます。



3-1-2 イノベーション促進のための

研究開発税制の見直し(中小企業者等)



中小企業技術基盤強化税制については、総額型に合わせる形で**控除率の要件及び算式が見直されます**。
また、総額型と同様、高水準の研究開発投資を行っている企業の**控除率が割り増し**されるとともに、高水準型が統合されることとなりました。

		改正前	改正後
中小企業技術基盤強化税制	税額控除率	① 原則	※① ・要件：増減試験研究費割合 > 8% ・算式：12% + (増減試験研究費割合 - 8%) × 0.3 <small>※上限：17% (上乗せ分を含む)</small>
		② 原則	・要件：増減試験研究費割合 ≤ 8% ・算式：12%一律
	上乗せ※ ①	（この項目は削除された）	・要件： 試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% ・算式： 上記原則算式 × 控除割増率 <small>※控除割増率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5</small> <small>※控除割増率の上限：10%</small>
	控除税額上限	原則	・算式：法人税額 × 25%
上乗せ※ ①		・要件：試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% ・算式：法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2 <small>※上限：10%</small>	・要件：試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% ・算式：法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2 <small>※上限：10%</small>
高水準型	控除税額上限	・要件：試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% ・算式：(試験研究費の額 - 平均売上金額 × 10%) × 控除率 <small>※控除率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.2</small> <small>※控除税額上限：法人税額 × 10%</small>	（この項目は削除された）

選択適用

※① 2年間の時限措置。



3-1-3 イノベーション促進のための

研究開発税制の見直し(オープンイノベーション型)



オープンイノベーション型については、対象範囲が拡充されるとともに、**控除率が見直されます**。
また、**控除税額の上限が引き上げ**られることとなりました。

●特別試験研究費及び税額控除率 ※赤字が改正項目

対象となる研究	対象機関等	税額控除率	
共同試験研究	・特別研究機関等 ・大学等 ※③	30%	
	・民間企業、民間研究所、公設試験研究所等 ・技術研究組合	20%	
	研究開発型ベンチャー企業 ※①	25%	
委託試験研究	・特別研究機関等 ・大学等	30%	
	・中小企業者 ・公益法人、地方公共団体、独立行政法人等	20%	
	一定の要件を満たす企業間の委託研究 ※②	企業	20%
		研究開発型ベンチャー企業 ※①	25%
知的財産権の使用料	中小企業者	20%	
その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究	・希少疾病用医薬品等 ・ 特定用途医薬品等	20%	

※① 研究開発型ベンチャー企業
産業競争力強化法の新事業開拓事業者でその発行する株式の全部または一部が同法の認定ベンチャーファンドの組合財産であるものその他これに準ずるものをいいます。

※② 一定の要件を満たす企業間の委託研究
※一部省略
①受託者の委託に基づき行う業務が、その受託者において試験研究に該当するものであること。
②委託に係る委任契約等において、委託して行う試験研究の目的とする成果をその契約等に基づき委託法人が取得するものとされていること。
③委託して行う試験研究が、委託法人の基礎研究若しくは応用研究、又は受託者の知的財産権等を利用するものであること。

④委託に係る委任契約等において、その委託に係る試験研究が委託法人の工業化研究に該当するものでない旨又は受託者の知的財産権等を利用するものである旨その他一定の事項が定められていること。

※③ 大学等との共同研究費用について
特別試験研究費のうち、大学等との共同研究に係る費用について、研究開発のプロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用を明確化することとされました。

●控除税額上限

	改正前	改正後
控除税額上限	法人税額 × 5%	法人税額 × 10%

●その他の改正

新設の分割承継法人等に係る調整計算等の適正化その他の所要の整備を行うこととされました。



3-2-1 中小企業者等に係る法人税の軽減税率の特例延長



中小企業者等の法人税率について、年800万円以下の所得金額に対する税率を**15%**（本則：19%）とする特例措置が**2021年3月31日まで延長**されることになりました。

【法人税の税率】

	～2019年3月31日 開始事業年度		2019年4月1日～2021年3月31日 開始事業年度	
	年800万円超	年800万円以下	年800万円超	年800万円以下
大法人 (資本金1億円超)	23.2%		23.2%	
中小法人 (資本金1億円以下)	23.2%	19% (特例15%)	23.2%	19% (特例15%)



3-2-2 中小企業向け設備投資促進税制の見直し及び延長



中小企業者等が設備投資を行った場合の優遇措置について、適用要件を一部見直した上で、適用期限が2年延長されました。また、所得税についても同様の改正が行われます。

各種税制名	適用期間	見直し	選択適用	対象資産
中小企業 経営強化税制	2019年4月1日 ～ 2021年3月31日	働き方改革に資する 設備も適用対象である ことを明確化する	特別償却（即時償却） または 税額控除（7% or 10%）	建物附属設備、工具、 器具備品、機械装置、 ソフトウェア
中小企業 投資促進税制		-	特別償却（30%） または 税額控除（7%）	機械装置、工具、 ソフトウェア、 貨物自動車、内航船舶
商業等活性化税制 (商業・サービス業・農林水産業)		適用要件に 「収益力向上要件」 が追加される(※)	特別償却（30%） または 税額控除（7%）	建物附属設備、器具備品

※「収益力向上要件」とは一定の経営改善により売上又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けることをいいます。

3-3 中小企業向けの各租税特別措置等における みなし大企業の範囲の見直し



中小企業向け優遇税制は、大企業に比べて体力の少ない中小企業者の経営を税制面で後押しする制度であるため、**大企業**とともに**大企業の子会社も「みなし大企業」**として優遇税制の対象外としているが、**大企業の孫会社**は優遇税制の対象となっていた。今回の税制改正により、大企業が支配する孫会社も「みなし大企業」とし、中小企業向け優遇税制の中小企業者の適用範囲から除外されることとなった。



みなし大企業 (中小企業者 は右記以外)	資本金の額等が1億円以下の法人のうち下記株式を 大規模法人 がもつもの ・ 2分の1以上を単一で所有 ・ 3分の2以上を複数で所有
大規模法人	・ 資本金の額等が1億円超の法人 ・ 資本金のない従業員1,000名超の法人
今回追加の大規模法人要件	① 大法人 の100%子会社 ② 100%グループ内の複数の 大法人 に発行済株式等の全部を保有される法人
大法人	・ 資本金の額が5億円以上の法人 ・ 相互会社など
中小企業向け 主な優遇規程	・ 中小企業投資促進税制 ・ 30万円の少額減価償却資産損金算入 ・ 研究開発税制 ・ 所得拡大促進税制など
適用時期	具体的な記載はなし



3-4 地方法人課税における新たな偏在是正措置



法人事業税（所得割及び収入割に限る）の標準税率が以下の通りとなります。

※2019年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

主な税率区分	課税所得	<所得割及び収入割>		<創設>
		法人事業税		特別法人事業税 (仮称)
		現行	改正案	
資本金等1億円超 の普通法人	年400万円以下	1.9%	0.4%	所得割額×260%
	年400万円超 800万円以下	2.7%	0.7%	
	年800万円超	3.6%	1.0%	
資本金等1億円以下 の普通法人	年400万円以下	5.0%	3.5%	所得割額×37%
	年400万円超 800万円以下	7.3%	5.3%	
	年800万円超	9.6%	7.0%	
特別法人	年400万円以下	5.0%	3.5%	所得割額×34.5%
	年400万円超	6.6%	4.9%	
	(特定の協同組合等で年10億円超	7.9%	5.7%)	
収入金額課税法人	電気供給業、ガス供給業及び保険業 を行う法人の収入金額に対する税率	1.3%	1.0%	所得割額×30%

※なお、事業年度終了の日現在において、3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行い、かつ、
資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人には、所得金額の3段階区分による軽減税率の適用はございません。

また、資本金1億円超の普通法人の所得割の制限税率について、標準課税の1.7倍（現行1.2倍）に引き上げられます。



3-5 特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）の創設



特別法人事業税（仮称）

2019年10月の消費税率10%段階で復元される法人事業税（所得割・収入割）の一部を分離し、**特別法人事業税(国税)**が創設されました。特別法人事業税は、2019年10月1日以後に開始する事業年度から適用し、都道府県に対し法人事業税と併せて申告納付します。

会社区分	特別法人事業税（仮称）税率
資本金1億円超の普通法人 （外形標準課税適用法人）	事業税額（所得割）の 260%
資本金1億円以下の普通法人等	事業税額（所得割）の 37%
特別法人	事業税額（所得割）の 34.5%
収入金額課税適用法人	事業税額（収入割）の 30%

特別法人事業譲与税（仮称）

国税である特別法人事業税の税収は、全額を**特別法人事業譲与税**として都道府県に譲与します。譲与は2020年度から都道府県の人口を基準として行われ、不交付団体に譲与制限の仕組みを設けます。



3-6 法人税法における仮想通貨の評価方法の見直し

仮想通貨について、会計上の取扱いが公表されたことに伴い、法人税法においても仮想通貨の評価方法が以下の通り定められました。

※2019年4月1日以後に終了する事業年度について適用されます。

期末評価の方法	活発な市場がある場合	【時価評価】 期末時点における時価評価金額を帳簿価額とする
	活発な市場がない場合	【原価法】 取得価額を帳簿価額とする ※今回の大綱においては言及なし
譲渡時の損益認識	計上時期	譲渡に係る 契約をした日 の属する事業年度に計上 ※事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等については、事業年度末に決済したものとみなして評価損益を計上
	譲渡原価の算出方法	【移動平均法または総平均法による原価法】 法定算出方法は移動平均法による原価法

※なお、2019年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度について、会計上、仮想通貨を時価評価していない場合には、上記の評価方法等を適用しないことができる経過措置が設けられます。